

## 五監公告第10号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年6月10日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
佐 藤 渉

### 1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

### 2. 措置を講じた団体等

五泉市福社会館

（指定管理者 社会福祉法人 五泉市社会福祉協議会）

健康福祉課（指定管理に関する事務の所管課）

### 3. 監査の期間

令和3年4月27日～令和3年5月26日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① エレベーターの定期点検において、県および定期点検業者より制御盤機器交換の必要について年度当初から指摘されているにもかかわらず未実施となっている。利用者の安全のため、早急に対処されたい。	業務委託先であるSECエレベーターから2020年5月27日の定期点検の際、メインコンダクタ基板の交換について要是正の指摘を受けており、毎月のエレベーター点検の中で、約1年程度の猶予があるとの判断から令和3年度の修繕を予定しておりました。指摘事項については令和3年5月28日の定期点検時に交換修繕を完了いたしました。今後は速やかな修繕を実施するよう努めてまいります。